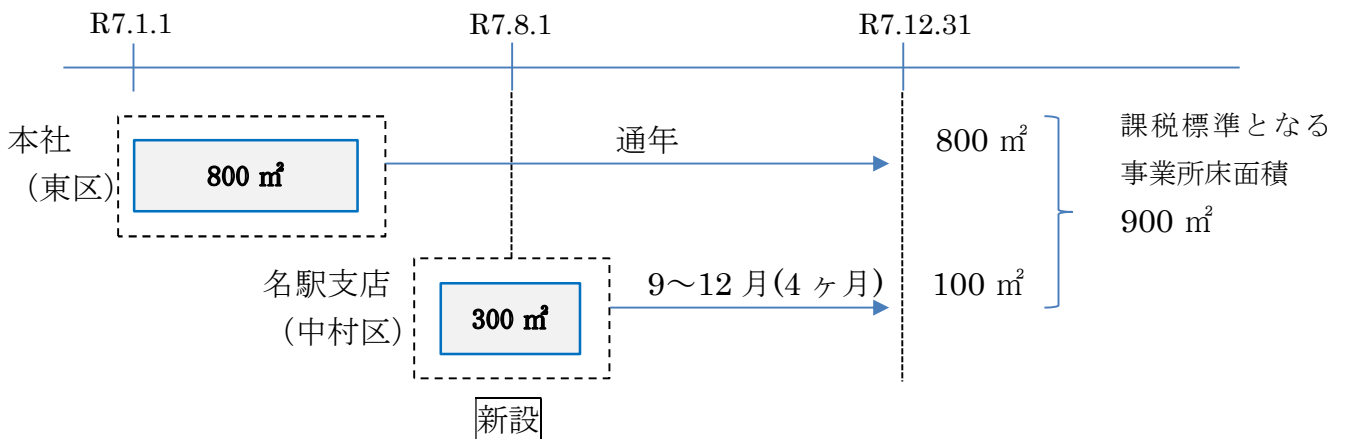


資産割に関するよくあるご質問

Q9 東区に本社（800㎡）を有するA社が、中村区に名駅支店（300㎡）を令和7年8月1日に新設した場合、事業所税はどのように計算しますか。

課税標準の算定期間 令和7年1月1日～令和7年12月31日

A9 事業所税の資産割を次のように計算します。



① 免税点の判定

課税標準の算定期間の末日現在の事業所床面積が1,100㎡になるため、事業所税が課税されます。

$$\text{本社}(800\text{㎡}) + \text{名駅支店}(300\text{㎡}) = 1,100\text{㎡}$$

② 課税標準となる事業所床面積

本社 800㎡

名駅支店 100㎡

※名駅支店を新設した月（8月）の翌月である9月～12月までの4ヶ月分で月割計算します。

$$300\text{㎡} \times 4 \div 12 = 100\text{㎡}$$

$$\begin{aligned} &\text{本社}(800\text{㎡}) + \text{名駅支店}(100\text{㎡}) \\ &= 900\text{㎡} \text{ (課税標準となる事業所床面積)} \end{aligned}$$

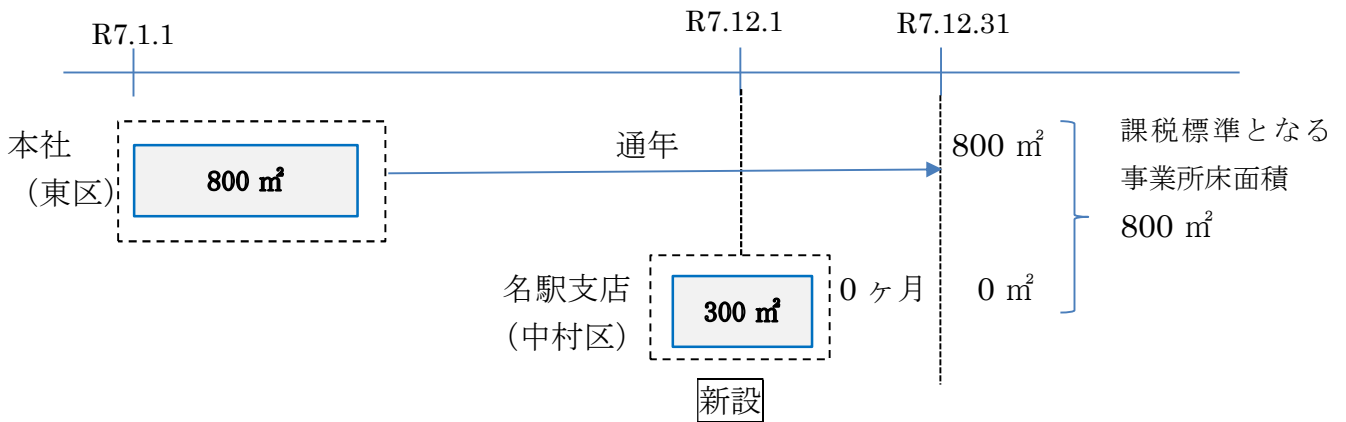
③ 資産割

$$900\text{㎡} \times 600\text{円} = 540,000\text{円}$$

Q10 東区に本社（800㎡）を有するB社が、中村区に名駅支店（300㎡）を令和7年12月1日に新設した場合、事業所税はどのように計算しますか。

課税標準の算定期間 令和7年1月1日～令和7年12月31日

A10 事業所税の資産割を次のように計算します。



① 免税点の判定

課税標準の算定期間の末日現在の事業所床面積が1,100㎡になるため、事業所税が課税されます。

$$\text{本社 (800㎡)} + \text{名駅支店 (300㎡)} = 1,100㎡$$

② 課税標準となる事業所床面積

本社 800㎡

名駅支店 0㎡

※名駅支店を新設した月(12月)の翌月が令和8年1月になるため0ヶ月となります。

$$300㎡ \times 0 \div 12 = 0㎡$$

$$\begin{aligned} &\text{本社 (800㎡)} + \text{名駅支店 (0㎡)} \\ &= 800㎡ \text{ (課税標準となる事業所床面積)} \end{aligned}$$

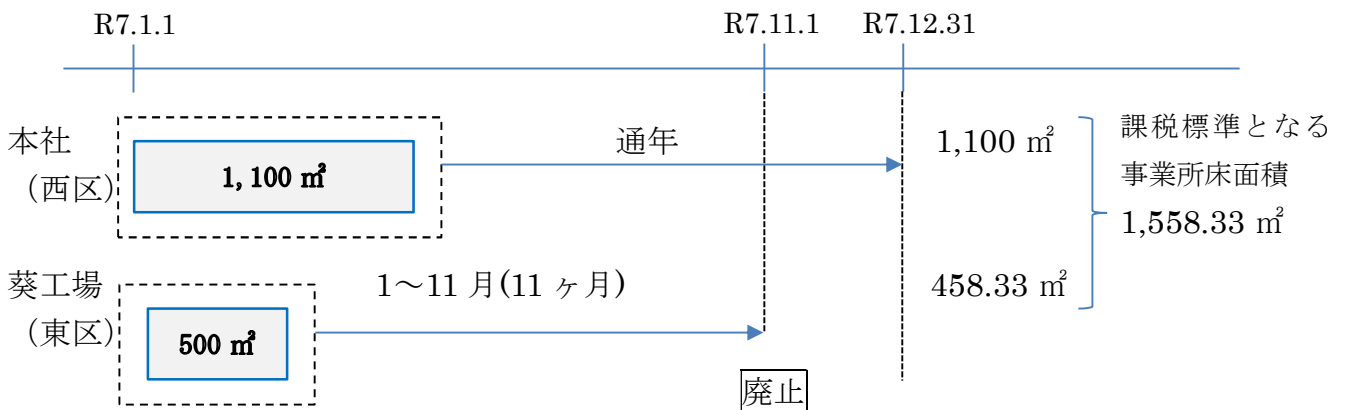
③ 資産割

$$800㎡ \times 600円 = 480,000円$$

Q11 西区に本社（1,100㎡）と東区の葵工場（500㎡）を有するC社が、東区の葵工場（500㎡）を令和7年11月1日に廃止した場合、事業所税はどのように計算しますか。

課税標準の算定期間 令和7年1月1日～令和7年12月31日

A11 事業所税の資産割を次のように計算します。



① 免税点の判定

課税標準の算定期間の末日現在の事業所床面積が1,100㎡になるため、事業所税が課税されます。

② 課税標準となる事業所床面積

本社 1,100㎡

葵工場 458.33㎡

※葵工場を廃止の日が属する月（11月）までの月数である1月～11月までの11ヶ月分で月割計算します。

$$500\text{㎡} \times 11 \div 12 = 458.33\text{㎡}$$

[端数処理 458.3333]

本社（1,100㎡） + 葵工場（458.33㎡）

= 1,558.33㎡（課税標準となる事業所床面積）

③ 資産割

$$1,558.33\text{㎡} \times 600\text{円} = 934,998\text{円（注）}$$

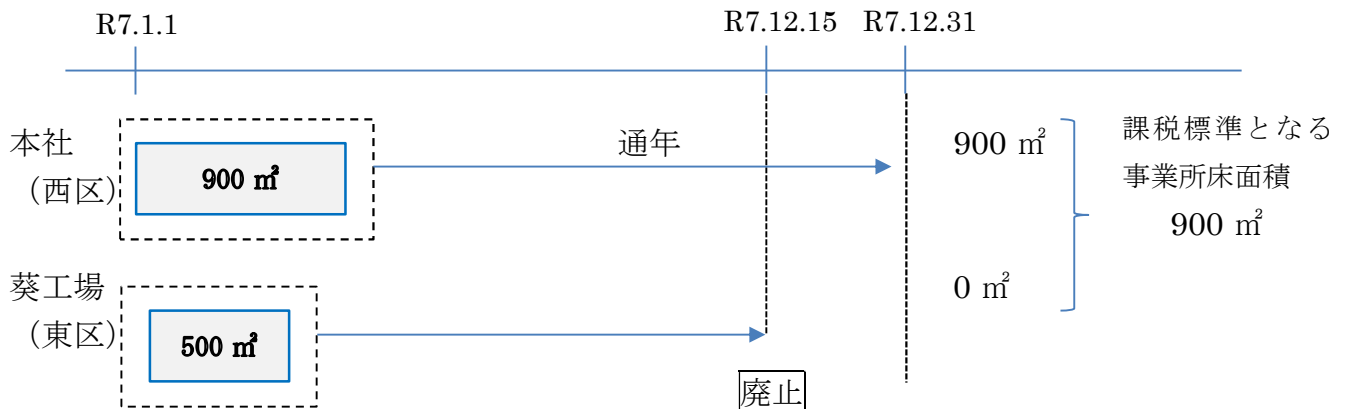
（注）資産割と従業者割を合算した後の事業所税額に100円未満の端数が生じた場合は切り捨ててください。

Q12 西区に本社（900㎡）と東区の葵工場（500㎡）を有するD社が、東区の葵工場（500㎡）を令和7年12月15日に廃止した場合、事業所税はどのように計算しますか。D社はみなし共同事業に該当しない法人です。

課税標準の算定期間 令和7年1月1日～令和7年12月31日

A12 課税標準の算定期間の末日現在の事業所床面積が900㎡で免税点以下になるため、事業所税が課税されません。

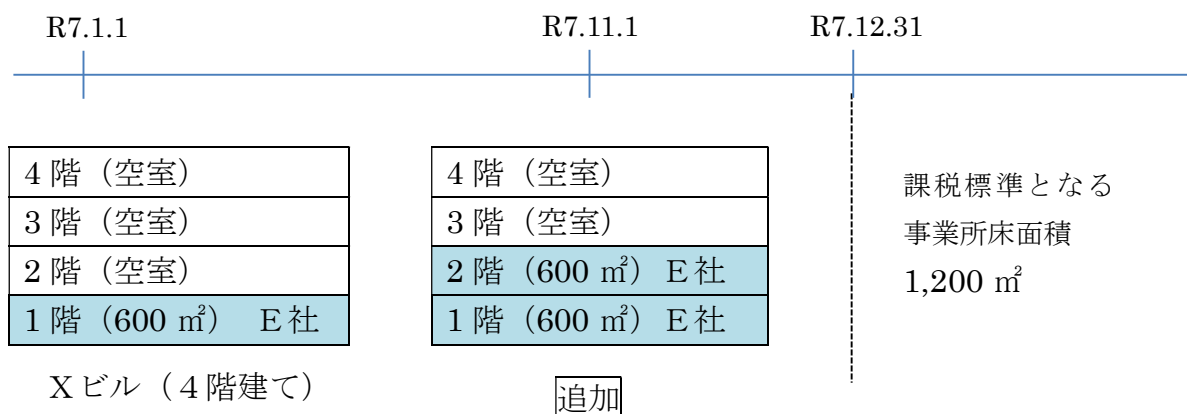
なお、事業所床面積が800㎡以上になるため、納付する必要はありませんが、事業所税申告書等の提出をしていただきます。



Q13 昭和区のXビル（4階建て）の1階のフロアー（600㎡）を借りているE社が、同一ビル内の2階のフロアー（600㎡）を令和7年11月1日に追加で借りた場合、事業所税はどのように計算しますか。

課税標準の算定期間 令和7年1月1日～令和7年12月31日

A13 事業所税の資産割を次のように計算します。



① 免税点の判定

課税標準の算定期間の末日現在の事業所床面積が1,200㎡になるため、事業所税が課税されます。

$$1階（600㎡）+ 2階（600㎡）= 1,200㎡$$

② 課税標準となる事業所床面積

同一ビル内で借り増しした場合は、事業所等の新設ではないので、月割計算は行わず、

算定期間の末日の床面積が課税標準となります。

$$\begin{aligned} & 1 \text{ 階 } (600 \text{ m}^2) + 2 \text{ 階 } (600 \text{ m}^2) \\ & = 1,200 \text{ m}^2 \text{ (課税標準となる事業所床面積)} \end{aligned}$$

③ 資産割

$$1,200 \text{ m}^2 \times 600 \text{ 円} = 720,000 \text{ 円}$$

Q14 A社は倉庫業者ですが、新たに倉庫を新築しました。新築の倉庫が以下のような場合、課税標準の特例の対象となりますか（倉庫業者の登録があります。）。

- ① 倉庫内では他社から寄託を受けた物品を保管していますが、倉庫自体は国土交通大臣の登録を受けていません。
- ② 倉庫自体は国土交通大臣の登録を受けていますが、その一部を自家用（自社製品の保管用など）に使用しています

A14 以下のように考えます（従業者割も同様です。）。

①について

事業所税の課税標準の特例の対象とされる倉庫とは、倉庫業法第5条の規定により国土交通大臣の登録を受けた倉庫の施設とされています。

したがって、本件の事例のように国土交通大臣の登録を受けていない倉庫については、課税標準の特例の適用対象とはなりません。

②について

課税標準の特例の対象とされる倉庫は、倉庫業法に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫であるとされています。

そして、倉庫業者の本来の事業（倉庫業）とは、「寄託を受けた物品の倉庫における保管を行う営業」とされていますので、自家用倉庫として使用している部分については、「寄託を受けた物品の保管」といえないため、課税標準の特例の適用対象とはなりません。